

茂原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する際の自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の普及を促進し、交通事故被害の軽減を図るため、ヘルメットを購入した者に対し、その購入に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、茂原市補助金等交付規則（昭和60年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象ヘルメット)

第2条 補助の対象となるヘルメットは、令和8年2月28日以後に購入した新品のヘルメットであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自転車に乗車する際に頭部を保護することを目的として製造されたもの
- (2) 次のいずれかの認証等（以下「安全認証」という。）を受けたもの
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078に限る。）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク（CPSC1203に限る。）
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 自己又は同一世帯に属する者が使用する自転車乗車用ヘルメットを購入した者又は自転車乗車用ヘルメットを使用する者
- (2) ヘルメットを購入した日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録され、かつ、第5条規定による申請の日まで継続して本市に居住している者
- (3) 市税に滞納がない者
- (4) この要綱に基づく補助に相当する他の制度による補助等を受けていない者

(5) 茂原市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメット1個につき2,000円とする。ただし、ポイント等により支払った費用及び送料を除いた額が2,000円以上のヘルメットを購入した場合に限る。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1個かつ1回を限度とする。

(申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和9年2月26日までに、茂原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げるものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ヘルメットを購入した日付及び金額等が確認できるもの
- (2) 安全認証を確認することができるもの
- (3) 振込先の口座が確認できる書類又はその写し
- (4) 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、茂原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により通知し、補助金を支払うものとし、不相当と認めるときは、茂原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の茂原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は令和8年4月1日から適用する。